

家畜畜産物価格安定対策事業（肉豚価格安定事業）実施要領

本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第4号）（以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成25年4月1日施行以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定める。

第1 目的

本事業は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の定める養豚経営安定対策事業実施要綱に基づき、機構が養豚経営者の粗収益が生産コストを下回った場合に、その差額の一部を補填する場合の原資となる生産者積立金（以下「積立金」という。）に対し助成することにより、養豚経営者の経営安定と肉豚の安定供給に資することを目的とする。

第2 事業の内容

本事業は、養豚経営安定対策事業に加入する生産者（以下「加入生産者」という。）の積立金の一部を助成する事業とする。

第3 事業主体

本事業の実施主体は、養豚経営安定対策事業において加入生産者の積立金を預かる機構とする。

第4 補助対象

- （1）補助の対象となる肉豚は熊本県内で生産されたものとする。
- （2）補助の対象となる積立金は、養豚経営安定対策事業の実施年度中に加入生産者が四半期ごとに機構に納付する積立金とする。

第5 事業の実施

1 補助金の交付申請

要項第6条第2項の（1）に定める事業計画書の様式は、別記様式1とする。

2 補助金の変更交付申請

要項第8条第2項に定める事業変更計画書の様式は、別記様式2とする。

3 実績報告

要項第13条第2項の（1）に定める事業実績書の様式は、別記様式3とする。

第6 補助金の交付の条件

規則第5条第1項の(3)に定めるその他知事が必要と認める条件は、次に掲げるものとし、違反した場合は補助金の全部若しくは一部の交付を差し止めまたは取り消すことができるものとする。

- (1) 加入生産者は「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート」(農林水産省生産局長通知 平成17年3月31日付け16生産第8377号)に基づく生産活動を実施すること。

第7 その他

本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附則

この要領は、平成25年7月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

事業計画書

別記様式1

1 事業の目的

養豚経営については、豚枝肉価格の低下、生産コストの上昇等により、収益性が悪化している状況にある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構は、豚枝肉卸売価格が生産コストに相当する価格を下回ることを条件に、その差額について補填金を交付するため、養豚経営者が自ら計画的に拠出金を積み立て、補填金を交付する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって養豚経営の安定と豚肉の安定供給に資するものとする。

2 事業の内容及び計画

(1) 事業の内容(計画)

区分	平成 年度 事業対象頭数 A	1頭当たり 生産者負担金単価 B	事業費 A × B	1頭当たり負担額	
				県費補助金 C	県費補助金以外 D
生産者負担金					

※県費補助金以外の額については、生産者分の他に、農協及び農協連分のその他負担金が含まれます。

(2) 経費の配分

区分	総額 E + F = A × B	負担区分		備考
		県費補助金 E = A × C	県費補助金以外 F = A × D	
養豚経営安定基金の造成 に要する経費				

※県費補助金以外の額については、生産者分の他に、農協及び農協連分のその他負担金が含まれます。

(3) 契約頭数の内訳

別紙のとおり

3 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

事業変更計画書

別記様式2

1 事業の目的

養豚経営については、生産コストと豚枝肉価格の変動によって収益性の大幅な悪化が懸念されている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構は、豚枝肉卸売価格が生産コストに相当する価格を下回ることを条件に、その差額について補填金を交付するため、養豚経営者が自ら計画的に拠出金を積み立て、補填金を交付する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって養豚経営の安定と豚肉の安定供給に資するものとする。

2 事業の内容及び計画

(1) 事業の内容(計画)

区分	平成 年度 事業対象頭数 A	1頭当たり 生産者負担金単価 B	事業費 A×B	1頭当たり負担額	
				県費補助金 C	県費補助金以外 D
生産者負担金	(頭頭)		(円円)		

※県費補助金以外の額については、生産者分の他に、農協及び農協連分のその他負担金が含まれます。

※括弧書内には変更前の数字を記載。

(2) 経費の配分

区分	総額 E + F = A × B	負担区分		備考
		県費補助金 E = A × C	県費補助金以外 F = A × D	
養豚経営安定基金の造成に要する経費	(円円)	(円円)	(円円)	

※県費補助金以外の額については、生産者分の他に、農協及び農協連分のその他負担金が含まれます。

※括弧書内には変更前の数字を記載。

(3) 契約頭数の内訳

別紙のとおり

3 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

事業実績書

別記様式3

1 事業の目的

養豚経営については、生産コストと豚枝肉価格の変動によって収益性の大幅な悪化が懸念されている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構は、豚枝肉卸売価格が生産コストに相当する価格を下回ることを条件に、その差額について補填金を交付するため、養豚経営者が自ら計画的に拠出金を積み立て、補填金を交付する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって養豚経営の安定と豚肉の安定供給に資するものとする。

2 事業の内容及び計画

(1) 事業の内容(計画)

区分	平成 年度 事業対象頭数 A	1頭当たり 生産者負担金単価 B	事業費 A×B	1頭当たり負担額	
				県費補助金 C	県費補助金以外 D
生産者負担金	頭		円		

※県費補助金以外の額については、生産者分の他に、農協及び農協連分のその他負担金が含まれます。

(2) 経費の配分

区分	総額 E + F = A × B	負担区分		備考
		県費補助金 E = A × C	県費補助金以外 F = A × D	
養豚経営安定基金の造成に要する経費	円	円	円	

※県費補助金以外の額については、生産者分の他に、農協及び農協連分のその他負担金が含まれます。

※括弧書内には変更前の数字を記載。

(3) 契約頭数の内訳

別紙のとおり

3 事業完了年月日 平成 年 月 日

(変更) 収支予算書

1 収入の部

区分	予算額	備考
県補助金	(円 円)	
県補助金以外	(円 円)	
合 計	(円 円)	

※県費補助金以外の額については、生産者分の他に、農協及び農協連分のその他負担金が含まれます。

※括弧書内には変更前の数字を記載。

2 支出の部

区分	予算額	備考
生産者負担金	(円 円)	

※括弧書内には変更前の数字を記載。

収支予算書

1 収入の部

区分	予算額	備考
県補助金		
県補助金以外		
合 計		

※県費補助金以外の額については、生産者分の他に、農協及び農協連分のその他負担金が含まれます。

2 支出の部

区分	予算額	備考
生産者負担金		